

大船渡市産学官連携研究開発事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 市内事業者等における研究開発機能を強化し、もって地域産業の振興及び技術力の向上を図るため、市内事業者等が大学等と共同で実施する研究開発事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者等 市内に事業所を有する個人若しくは法人又はこれらのものが組織する団体をいう。
- (2) 大学等 大学、短期大学、高等専門学校、国公立試験研究機関及び独立行政法人の試験研究機関をいう。

(補助金の交付の対象、補助額等)

第3 第1に規定する経費は、別表第1に掲げる経費とし、これに対する補助額は、当該経費の4分の3に相当する額以内の額とする。ただし、1年度につき120万円を限度とする。

2 補助金の交付の申請は、同一補助事業に対し、連続して3年度まで行うことができる。

(事業実施申込書の提出)

第4 補助事業を実施しようとする者は、別表第2に定める産学官連携研究開発事業実施申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の内定)

第5 市長は、第4の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を内定したときは、産学官連携研究開発事業費補助金交付内定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6 補助金交付の決定を受けた者が補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権を補助事業年度又は補助事業年度の終了後3年以内に出願若しくは取得したとき又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定したときは、市長にその旨を報告しなければならない。

(申請の取下期日)

第7 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第8 規則第10条第1項第1号に規定する変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 補助事業費総額の20パーセントを超える経費区分ごとの増減

(2) 補助事業実施主体の変更

(3) 補助事業の内容の著しい変更

(提出書類及び提出期日)

第9 規則の規定により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

別表第 1 (第 3 関係)

経費区分		経費の内容
研究 開発 費	機械装置費	1 実験、観察、測定等に必要な装置及びその付帯品の購入、製作、改良に要する経費 2 研究に専用する機械、備品及びその付帯品の購入、製作、改良に要する経費 3 研究テーマが試作品の開発である場合、その試作品に使用する機械装置の購入、製作、改良に要する経費 4 ソフトウェアの開発に必要な機器の購入に要する経費
	消耗品費	1 研究に専用する治工具の購入、製作、改良に要する経費 2 研究に必要な原材料、副資材、部品等の購入に要する経費
	その他経費	1 共同研究の実施に必要な納付金等の費用 2 研究に要する部材等の外注加工に要する経費 3 共同研究の相手方以外の者からの技術導入に要する経費 4 研究に要する機械装置等の借用、据え付けに要する経費 5 共同研究の相手方以外の者に分析、試験、検査等を依頼する場合に要する経費 6 調査、研修等のための旅費、受講料、講師謝金 7 その他市長が特に必要があると認める経費
事務費	1 連絡、打ち合わせ等のための旅費 2 会議費、通信費、光熱費等の庁費	

別表第2（第4、第9関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
第4の規定による書類	産学官連携研究開発事業実施申込書	第1号	1部	別に定める。
	1 事業計画書	第1号の2	1部	
	2 収支予算書	第1号の3	1部	
規則第4条の規定による書類	産学官連携研究開発事業費補助金交付申請書	第3号	1部	別に定める。
	1 事業計画書	第1号の2	1部	
	2 収支予算書	第1号の3	1部	
規則第10条の規定による書類	産学官連携研究開発事業計画変更（中止・廃止）承認申請書	第4号	1部	別に定める。
	1 事業変更計画書	第1号の2	1部	
	2 収支変更予算書	第1号の3	1部	
規則第14条第1項及び第15条第3項の規定による書類	産学官連携研究開発事業費補助金交付請求（精算）書	第5号	1部	別に定める。
	1 事業実績書	第1号の2	1部	
	2 収支精算書	第1号の3	1部	
規則第15条第2項の規定による書類	産学官連携研究開発事業費補助金前金払請求書	第6号	1部	別に定める。